

# みなし認定移行手続き、および新認定制度に関する調査集計結果

2018. 5. 25. 市民電力連絡会

全 11 件

- 問 1. 「みなし認定移行手続き」提出に対し、受領のお知らせ（新認定手続き完了）は届きましたか。
  - (1) 届いた。 6
  - (2) 届いていない。 5
- 問 2. 経産省は、手続きが完了していない発電所に提出を促す連絡（はがき）を送付しています。同手続きを提出したにもかかわらず、提出を促すはがきが「代行センター」から届くという事例もあります。
  - (1) 提出していないので、提出を促す連絡（メールあるいははがき）が届いた。 0
  - (2) 提出しているのに受領されず、提出を促す連絡（メールあるいははがき）が届いた。 1
  - (3) 提出していないが、督促等の働きかけはいいさいない。 0
- 問 3. 督促が届いたところは、どのように対処しましたか
  - (1) 提出していなかったなので、この機会にはがきを書いて提出した。 0
  - (2) すでに提出している旨、電話等で連絡したが、再度はがきで出すようにいわれ、はがきで提出した。 1
  - (3) その他 0
- 問 4. 2017年度あらたに発電所の事業認定を申請した方に伺います。新認定制度のもと、順調に認定まで進めましたか。〈複数回答可〉
  - (1) 電力会社（東電管内ならパワーグリッド）との接続協議→負担金の請求→支払い→接続契約の締結→認定申請の順番で、提出期限までに認定申請ができた。 1
  - (2) 認定申請期限である1月12日までに認定申請資料を提出し、手続きの順番などについてイレギュラーな対応となったが、提出期限までに認定申請ができた。 0
  - (3) 認定申請期限である1月12日までに認定申請資料を提出したが、直前に設置主体の確認手続きが追加されたことなどから、結果的に認定申請が受理されなかった。 1
  - (4) 締切の1月12日までに手続きが間に合わず、今年度の認定申請は見送った。 0
- 問 5. 認定申請は受理されたが、まだ審査は終わっていない設備をお持ちの方。認定申請が受理されたのは、昨年何月頃でしたか。
  - (1) 9月以前 0
  - (2) 10月～11月 1
  - (3) 12月以降 0
- 問 6. 問 5 に回答していただいた方にお聞きします。計画していた発電所は、着工されましたか。
  - (1) 認定審査は終了すると判断し着工した、あるいは着工する予定である 1
  - (2) いつ正式に認定がおきるかわからないので、着工を見合わせている 0
- 問 7. 新認定制度について、ご意見があればお書きください。（自由記述）
  - ・ 余裕を持って申請したにもかかわらず、年度を跨いでも認定されないのは異常。申請センターや経産省に落ち度があるのであれば、事業計画で見込んでいた売上の損失が日々増大している事態に対して、本来であれば何らかの補償があって然るべき。最低でも、今回の事態の原因である申請センターの能力不足について、具体的に何が足りないのか分析し、今年度も同じ轍を踏まないよう対策を打つように経産省は指導・支援すべき。
  - ・ 制度自体の変更内容が複雑であった。説明資料は不十分で分かりにくかった。インターネット上のシステムも出来が悪かった。単純な記入間違いなどでも訂正が困難で時間がかかった。追加で資料を添付しておくれと言われたが、送る機能が付いていなかった。認定済みだが廃棄処分をしたかったが、廃棄処分もできなかった。

(次ページへ)

- ・ 2017年3月に設置した発電所（1箇所）は認定の連絡が来ていますが、2014年に設置した発電所（2箇所）はJPEA代行申請センターに2017年9月に提出しましたが、受け取りの連絡もなく、いまだに認定手続き完了の知らせもない状態です。「みなし認定移行手続」を提出しなければFIT認定を取り消すなどと記述していたので提出期限までに代行申請センターに出したにもかかわらず、上記の状態です。（書類作成に時間が要したこと、団体の印鑑証明書も取って書類を送付していますので、何らかの連絡が欲しい）新認定制度についてはあまりにも設置するための条件が多くかつ、きついと思います。
- ・ 5機中、2機の発電所について、締め切り前の9月中に、紙で、代行センターへの依頼書と登記簿謄本もつけて提出しているが、受理の知らせは来ず、ウェブの完了リストにも掲載がなかった。問い合わせの電話もなかなかつながらず、ようやく繋がって尋ねたが、順次やっているのを待てとの回答だった。そこへ、手続きを促すはがきがきた。すでに出していることを電話で伝えたが、確認できないので再度提出せよとのことだった。はがきでの事業計画書提出は、謄本等の書類添付もなしとのことで、簡易なのはよいが、その違いも納得できない。やり方を変えるにしても、もう少し丁寧な説明が必要と考える。認定取消もありとの手続きであるのに、すべての事業者が容易に完了できてしかるべきであろう。
- ・ 5機の発電所中、3機の受領のお知らせは届いているが、それが手続き完了のお知らせだとわからなかった。ウェブページの完了リストにも掲載されておらず、手続きが完了でなければ、認定取り消しとも脅かされているので、心配になって、代行センターに電話して確かめたところ、受領のお知らせは手続き完了の意味とのことだった。発電事業者を不安にさせるような対応は、いかがなものかと思う。電話がなかなかつながらないのも、かなりのストレスとなった。
- ・ 工務店が一切を仕切ってくさったため、問1「みなし認定移行手続き提出に対し、受領のお知らせ（新認定手続き完了）は届きましたか」の回答は、厳密には工務店からのEメールであったことを付記しておきます。

以上